

一九七七年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通言社

発行人 竜野忠

東京都渋谷区本町六丁目一八の二〇
辰替(一更貯) 5343-1551

示幡ヶ谷九〇四 電話(03)3337714649

FAX(03)3299-5367

提督 東京(一) 58431 爲金 東京為金本店 N 1154162

購読料 月額 500 円

6 力月前納制

旬刊社会通信

NO. 468

一九九一年四月一日

一九九一年四月一一日發行
（每月一日・一一日・二二日三回發行）

原発事故の原因を「作業者のミス」に転嫁はさせてはならない…………… 10

全通よ、郵政省のペテンに怒ろう
読者からのおたより

16 15 17

◇ 資料と解説 ◇

◇ 資料と解説 ◇

(6) もくじ 暇人などと異難つて、自主的のある人間さへは走畜の辭味あるべからず。勝合男主主〈もくじ〉は開業や詠合等のための大衆讀物に基いてゐるが、むねはおなじだ。

（6）「もくじ」は「腰人（こしにん）と異點（よてん）」。自主的のある人間さへは走面（しゆめん）と辭昧（じみ）であるが、聯合男生主（もくじ）は脚本（きゃくもん）が企画（きかく）された大衆演劇（だいしゅうえんげき）に基（もと）づいたむねはおむねな

■ 卷頭言 ■

岩井章氏が「新平和四原則」を提起

九一春闘、統一地方選、国鉄闘争、そして憲法を守り具体化する運動等々、私たちの課題は、現在が歴史的転換の時代であるだけに山のようにある。私もそうだが、多くの読者諸氏も、"やらなければならぬことが多くて、なにから手をつけていいか"と、悩んでいるにちがいない。

「読者からのおたより」で静岡の安住氏が書いているが、このようないとき、小手先だけの軽薄な行動ではまつたく通用しない。必要なことは、階級的労働運動の再建築であり、それを実行する歴史的使命感にあふれた意志の力であるからだ。

われわれの大先輩、岩井章氏は一九七〇年代後半らしい、総評・社会党の動搖、国鉄闘争にあたり、労研センター、全労協運動の提起、国鉄の分割・民営化に反対する国民会議、「連帶する会」等、機に適した提案で、指針を与えてくれた。過日、国労の仲間とともに岩井氏宅を訪れたが、氏の机にマルクスの『経済学・哲学草稿』、向坂先生の『プロレタリアート独裁について』があった。私も驚いたが、國労の仲間は「岩井さんがこんな本読んでる」と、もつとビックリしたようで、そのうちの一人は、「ボクには自由な時間は五時間しかない。ムダに時間は使えない」と、読書と国鉄闘争前進に力を注いでいる。その岩井さんが、『国際労働運動』四月号で、「階級的労働運動の再建築」「行動綱領モデル』の提起をおこなっている。その主要テーマは二つ。一つは「労働組合の原則」、もう一つは「労働運動強化のための方策」。前者は四項目、後者は一項目からなるが、そのポイントはこうである。

〈労働組合の原則〉(1)われわれが追求する労働組合は、労働条件、生活条件の改善・向上をはかりながら、人間の尊厳が守られ、総ての差別と搾取のない社会の確立をめざすことである。(2)賃金の引き上げ、労働時間の短縮、基本権の擁護、生命と健康を守ることなど、企業内における条件の改善をはかる。(3)年金、住宅、医療、交通、地球環境など社会的条件の改善をはかる。(4)民主主義、自由、平和を守り發展させる。憲法の改悪を許さない。平和憲法の精神を世界に広める。

〈労働運動強化のための方策〉(1)労働条件改善を勝ちとるために資本、企業と闘わねばならない。労働者の力の源泉である団結力を強めるため、日常的に職場活動、職場闘争、学習活動を積極的に行う。(2)労働組合は階級的大衆組織である。運動を組織するに当つて、組合民主主義を重視し、幹部闘争や指令型でない大衆路線に基づくものでなければならぬ。(3)広く労働者、知識人などと提携し、自主性のある人間らしい生活と権利を守るために行動する。特に社会的差別を受けている未解放部落民、老人、子供、女性、身障者、外国人労働者と連帯する。また水、緑、ゴミ問題など地球環境を守るために行動する。原發については安全が保障されない限り反対する。(4)平和憲法を守り、国際紛争解決のための一切の武力行使に反対する。とくに自衛隊の海外派兵に反対する。(5)総ての革新政党、民主勢力と協力し、統一戦線の結成をめざす。

この提起は、かつての平和四原則を現代に適応しようとする試みだ。岩井氏の提起に、われわれが理論と実践の両面から応えることが求められている。

ソ連はどこへいく？

◇資料と解説 ◇

ゴルバチョフが来日する。四月一六日からという。だが、ゴルバチョフのソ連は「危機はさらに悪化」し、「底なし沼の事態」に入るおそれがあると伝えられる。大統領のゴルバチョフ、そして首相のパブロフがそういうのだ。

ソ連の危機は三つ。第一は経済の崩壊が全領域に波及しつつあることだ。一九九〇年、国民総生産は二%低下した。今年に入り、この傾向はさらに加速化している。一、二月期、国民総生産はマイナス四・五%というからである。ソ連のエネルギー源は石炭と石油。ストライキと資源の涸渇が、市場原理導入による経済の混乱と相まって、現在、ソ連経済を直撃している。

第二は民族独立の波である。ソ連は一五の共和国からなる連邦国家だ。いまソ連は「分裂」の危機にある。独立宣言を採択したのがグルジア、モルドバ、アルメニア、バルト三国（リトアニア、エストニア、ラトビア）の六共和国。主権宣言を発したのがアゼルバイジャン、ロシア、白ロシア、ウズベク、ウクライナ、トルクメン、タジクの七共和国。三月一七日の国民投票が、日本でも異常な報道となつたのは、このゆえである。

第三はその結果としての権力闘争の激化である。昨年末まで争いつつ共同歩調をとったゴルバチョフとエリツィンは、「政治的勝負の大詰め」を迎えていた。ゴルバチョフは連邦死守をめざし、エリツィンは「独立」をめざすというのがその構図だ。ゴルバチョフの「保守化」もこの構図からみれば、きわめてはつきりとする。連邦制を維持するためには、國家権力を総動員することが必要となるからだ。

ゴルバチョフはこうして二つの課題に直面している。第一は経済の安定化、第二に連邦の解体の阻止である。前者では市場原理導入、外國資金導入がいわれ、後者では国家権力の発動が実践されている。これは矛盾である。おそらく非融和的な矛盾となるう。

自民党の小沢は前者に力点をおき約三兆円で北方領土を買い受けたいと、ソ連を訪問した。これにたいし、ゴルバチョフは「歴史的な問題がある」と、領土問題の存在を認めたという。現在のソ連の状況は？『ノーボスチ通信』の諸論稿を掲載し、読者の考える素材にしたい。

決定的な段階に入つた政治闘争の激化

——ゴルバチョフ大統領の演説から——

ソ連指導部が払つた努力にもかかわらず、国は困難をどうしても克服できていない。一連の方向では事態が改善されるどころか、逆に悪化し、憂慮すべき性格を帯びつた。提起された課題の解決の困難さ、改革の立案と実施における誤算を発生した状況の原因として上げることができよう。この一年から一年半の間にわれわれが行つた努力の大半が激しく繰り広げられている権力闘争のために妨害されている。この闘争は、ペレストロイカが決定的な段階——民主主義的な基盤に基づく権力と所有の再分配に入つていて、とくに激しいものになつていて。

各政治潮流の利益は法的な手続きの枠内で確保されねばならない。しかし、一部の政治潮流はそのプランを憲法の枠外で、しばしば法律の枠外で実現することに努めている。ここに現下の情勢の悲劇性、あらゆる困難の根がある。法律や道徳的な規範を無視し、社会情勢を不安定化させている権力闘争は、国と社会の刷新をますます困難なものにしていく。このことはわれ

(編集部)

われを改革の道から内戦にいたるまでの対決に直面させる恐れをもつてゐる。

混乱、無秩序、不安定のもとで市場への成功りな移行を実現することは不可能である。国民の団結なくして国を再生させる課題は遂行できない。

脱連邦化の主張

ソ連の民主主義運動の“進化”については遺憾の意を表明する。民主勢力——ペレストロイカを支持する積極的な勢力が打ち出したスローガンが形骸化され、改作され、遠大な構想、一連のケースにおいては他国の機関で生まれた構想を隠ぺいするために利用されている点に不幸がある。

脱連邦化を主張し、その裏でわれわれの偉大な多民族国家の崩壊をほのめかしている人々がいる。モスクワ市長のガブリル・ボボフさえ、ソ連を四〇一五〇の国家に分割する可能性をあからさまに表明している。この反連邦、反国民的プランを民主主義の信条であるかのように見せかけている、“民主主義者”的具体的な行動、たとえば三月十七日の国民投票を失敗に終わらせようとする行動も同じである。

これらの“民主主義者”が分離主義者、民族主義グループと政治同盟を結んでいるのは、驚くにあたらない。かれらの共通の目的は連邦を弱体化、可能ならば崩壊させることにあるのだ。

最近、いわゆる“民主主義者”は露骨な反共路線をとるようになり、ソ連共産党を犯罪組織として摘発し、裁判にかけることを呼びかけている。定式“社会主義的選択”に関する彼らの主張は“ひやかし”にしかすぎない。この裏にあるのは思い上がった嘲笑的な態度であり、人々を惑わせ、問題の本質を歪めていく。

自分たちを民主主義のスローガンの唯一の占有者とする反対勢力の試みもある。ボリス・エリツィンとガブリル・ボボフが自分を民主主義と宣言するなら、幾百万の共産党員は自分たちを民主主義者と宣言する根拠を彼らよりも多くもっている。自分たちを“左翼”と称する民主主義者たちは、実際には典型的な右翼的潮流の反対勢力なのである。

反対勢力に対し、内戦を伴うことがほぼ避けられない権力の暴力的奪取の試みを放棄するよう呼びかける。民主主義のもとでは政治闘争は避けられないが、それを適法性、政治的道徳、立場の比較対照の枠内でやることが大事である。

ニュー・ボリシェビキ的戦術

人民代議員大会や最高会議を通した合法的な手段で権力をとるという反対勢力の当初の計算が失敗に終わったが故に、彼らは“ニュー・ボリシェビキ的戦術”をとることを決めた。これはデモンストレーション、集会、ストライキ、ハンガー・ストライキの組織、国民も他の政治運動の指導者をもまごつかせるような心理的雰囲気の醸成である。

この数週間、われわれはこの戦術がピークに達したことを感じた。バルト海沿岸地方の出来事、法秩序の強化に関する連邦権力の行動を歪めて解釈する右翼的な連中は、強まる一方の独裁や国家クーデターの脅威について声高に非難するようになつた。

右翼急進主義者を自称する連中は、社会主義思想を否定し、社会の資本主義化を主張している以上、本質において右翼的な反対勢力なのである。

積極的な綱領ももたないので、議会の指導者を通じて闘争を国民や労働者階級に呼びかけ、大統領に退陣を求めるやり方は認められない。しかもこのことは、国家の存亡が問われている時、根本的な変革の責任ある段階の時に行われていて、国民はまさに分裂の瀕死にいる。

国は分裂の瀬戸際に

中央の課題は極端な立場同士の衝突を防ぎ、社会に危機からの現実的な脱出策を提示することである。中央は対決、ましてや相手側を敵と宣告するのではなく、社会の圧倒的多数の団結に基づいて社会の変革を実現しなければならない。

連邦指導部は、人々の社会的保護を強める中での市場への前進、混合経済への漸次の移行、連邦条約の早期締結、同条約の締結までのソ連憲法の厳守、司法機関体系の国内的一本化の維持、共和国の非原住民に対する差別の停止などを盛り込んだ反危機対策を首尾一貫実現していくつもりである。

連邦構成共和国に対し世界舞台での統一した立場を堅持し、一方的な利益を得ようとすると試みをやめるよう呼びかける。

外国で言われているソ連指導部がペレストロイカの方針を断念したとか、国内で独裁の脅威が強まつているとやらの見解を断固拒否する。ソ連に対し教師のボーズをとる試みを受け入れることはできない。

【ノーボスチ】

政治の舞台に再浮上するソ連共産党

ソ連国内での主な政治闘争はゴルバチョフとエリツィンの対決だと考えるのは間違いだ。この長引いた対決は感情的な部分が多いが、それ以上に思惑がからんでいる。二人には相違点よりも類似点の方が多い。闘争の激しさはどうかと言えば、これは考え方の闘いというよりはむしろ個性のぶつかり合いだ。急進派や西側の現在のゴルバチョフ攻撃の大半は、エリツィンが一連邦構成共和国のリーダーではなく、連邦全体の大統領であれば、彼に向けられていたかもしれない。ゴルバチョフが“東欧を手放して”、事実上そこにブルジョア民主主義政権を復活させたとして彼を非難する保守派も間違っている。ゴルバチョフは客観的流れをいちはやく察知しただけだ。かりにエリツィンがゴルバチョフの立場だつたら、おそらく同じことをしただろう。

ゴルバチョフとエリツィン

エリツィンとゴルバチョフは、離反するよりも一致できる点の方が多い。政治的経験でも、ソ連共産党という同じ土壌から育ってきた。一人は同じような幹部コースを通ってきた。二人の違いは、政治綱領よりもむしろスタイルである。一方を人民主義だと非難し、もう一方を正当化する人も間違いだ。両リーダーとも人民主義的言辞を巧みに操っている。両者の人民主義は戦術と言葉使いに違いがある。ゴルバチョフの人民主義は含みが多く、率直さが少ないのである。ゴルバチョフの人民主義は含みが多く、率直さが少ないのである。二人とも人民主義の害と危険性を理解しているが、政治闘争で点数を稼ぎ、社会的爆発から国を守るためにこれに頼らざるをえないのだ。

二人の最近の得点争いは、バルト情勢と結びついていた。そして世論の綱引きでエリツィンが大勝利を収めたかに見えた。ゴルバチョフは内外から独裁者的やり方と人民主義の原則からの逸脱への非難が雨あられと浴びせられた。この間にエリツィンは、彼こそゴルバチョフに体現される中央の横暴からバルト海沿岸三共和国を守ってくれる人物だと決め込んだこれら共和国のリーダーたちから拍手を受けた。エリツィンの政治的躍進の最初から疑いの目で見ていた西側ですら、ロシアのリーダーに対しても見せ始めた。しかし政治上の障害レースでのエリツィンの勝利は、実のところあやしい。急進派や民族主義的気運の強い共和国、特にバルト海沿岸三共和国のリーダーたちからの拍手を受け

はしたが、エリツィンは思いがけず他の共和国に住み、ソ連の破綻を恐れる幾百万人ものロシア人を敵にまわしてしまったのだ。旧ロシア帝国の領土遺産への対処でエリツィンが見せる軽率さは、ロシア共和国内に住むロシア人の気に入らなかつた。このような気分は帝国的思考の匂いが強いと言つてよい。だがそれは現に存在しており、これを無視するのは政治家にとって危険である。エリツィンもすでにその民族政策の最初の結果を思い知られた。あらゆる人が性急にゴルバチョフ非難に走つたバルト三国での事件後、きわめて奇異に思えるのだが、エリツィンへの評価が大統領への評価より著しく下がつた。一年間を通して見ると、エリツィンの人気は半分に減つた。

分析家の見るところでは、このプロセスは今後も続くという。現在すでにエリツィンの率いるロシア共和国議会の議事のきわめて乏しい成果が、このダイナミックなリーダーに寄せられた期待を打ちくだき始めている。シラーエフの率いるロシア共和国政府の経済的成果もきわめてお粗末だ。同共和国のインフレ水準は国全体より高く、消費市場の混乱はより目立つている。

事態が変わらなければ、エリツィンは支払い能力以上の手形を乱発した尻ぬぐいをする羽目になるだろう。エリツィン人気の低下が彼本人の失脚につながるとは思わないが、ゴルバチョフにとつてエリツィンはライバルとしては今より危険の少ない存在となるだろう。

いずれにせよ、このことはソ連国内での政治闘争に重大な影響をおよぼす。そしてこの闘争は向こう数カ月間にソ連共産党内の勢力争いの領域に移る可能性がある。

若い民主主義の悲劇

ソ連国内の若い民主主義の悲劇は、民主派がペレストロイカの過程でソ連共産党に対抗できるだけの強大な政党を結局一つも結成できなかつたところにある。ソ連共産党は厳しい批判と自らのミスによってこの二年間、事実上政治闘争から手を引いていた。だが今日、対抗諸党の弱体ぶりを見て、再び浮上しようとしている。ついでに言えば、ゴルバチョフも、最近は事実上その仕事をしていらないものの、書記長を務めているソ連共産党が、依然大きな力であることを確信し、改めてソ連共産党の経験と機構を生かし、ソ連共産党を通じて改革政策を推進しようという構えになつた。

だがソ連共産党に目を向けてみて、ゴルバチョフは党がすでにしばらく前の党でなくなつているのを知つた。社会民主系の改革派が大量に離党したのち、党と、ともかくその指導部は大幅に右傾化した。ソ連共産党の枠内で、正統的なボリシェビキの立場に立ち、猛烈に民主化、グラスノスチ、市場への移行に反対するロシア共産党が組織的に形成された。この党は、公然と明らかにはしていないが、事実上ゴルバチョフとエリツィンの両方に反対する立場をとつてゐる。そのリーダーであるイワン・ポロズコフも、人民主義と民衆煽道の術を使う能力をもつてゐる。彼は、ロシア共産党こそ勤労者の唯一の味方であり、ソ連の統一の保証人であり、強力な軍とKGBの支持者であると声高に説明している。ゴルバチョフはそうとは知らず、自らの知らないところで、強力で保守派のかなりの支持を得ている右寄りの党内反主流派を育ててしまつたのだ。

ゴルバチョフはその危険性を認識しているだろうか？ どうやら、まだよくわかつていないようだ。しかし、ほかならぬポロズコフもしくは、ボリシェビキ系の保守派の誰か別の人方がゴルバチョフのライバルになるかもしれない。それはエリツィンより脅威だ。ソ連のマスクミーで危機の波に乗つて登場してくるかもしれない“第三の力”を警戒する声がますますひんぱんに聞こえるのも決して偶然ではない。

全通運動の現状と課題

1、現方針の特徴

全通労組は、十一地方本部五一地区を傘下におさめ、組合員数は一六万六千名、このうち郵政職員は一五万一千名で組織率は五九%。これに対し、全郵政は六万五千名で二五%の組織率、他に共産党系の郵産労約二千名。これが郵政部内の組合組織現況であるが、全通減・全郵政増の状態がずっと続いている。

かつては、総評の有力部隊の一つとして、「権利の全通」といわれてきたが、今は、事業論を軸足として、郵政労使のより高次の信頼関係をつくることに重心を移しかえ、連合路線を積極的に評価し、全郵政との組織統一を最優先させ、社会党解体・野党再編もこの条件づくりの一つとして、執念をもやしている。機関決定遵守と中央集権、指令指示型運動、さらに、反共主義の体质を色濃くもつている。こういう現運動基調や特徴に対する全通内批判派は、おおむね四分の一強位の勢力と目されている。

2、ここに至る経過概要と問題点

(1)スト権スト、反マル生闘争から一〇・二八確認へ

全通は国労、動労、全電通等の公労協労働者とともに、七五年秋にスト権ストを実施した。しかし、政府は公労協要求に対しゼロ回答に終始した。七八年に全通は、郵政反マル生闘争を組織し、年賀非協力闘争で越年までしたが、自民党的肩入れで省はゼロ回答でおしとおし、四・二八大量懲戒免職処分を発令した。表面的な組合文書とは別に、ホンネのところでは、これだけ闘つたが駄目だったか、という敗北感をうえつける結果となつた。

こうして、全通は、「事業に対する共通認識をもつ」、「労使はパートナー」と唱つた七年十月二八日のいわゆる一〇・二八確認にたどりつく。八年の東京大会では、三役の交替があり、「路線はかえない」。当面一〇・二八確認を活用して組織拡大に全力をあげると意識統一されたが、八〇年代前半期に本格的な路線転換が行なわれていく。過去の全通は思想集団化していた、だから組織減少させてきた、これからは、要求解決機能を重視しよう、モノがとれない組合は、ネズミをとらないネコと同じだ、と俗受けする主張を展開しながら、反合（抵抗）から制政（参加）への切り換えが下部の根強い反対を排して行なわれた。闘わなく（闘えなく）なるのではないかという判断に対しては、本部は「闘うときは闘うのだ」と説得した。しかし実際には闘うこととはなかつた。制度政策闘争の基本理念には、聖域介入、専権決定事項へのふみこみ等という戦闘的文言があり、これが八三年大会決定となつたのだが、郵政省からクレームがつけられると、最高責任者自らが介入は考えていないと機関決定違反のいいわけをする始末であった。

(2)「事業危機」認識の浸透と「内なる力の統一」主張

時あたかも、民間宅配が急伸長し、小包が激減しつつあった。郵便事業危機といわれる事態がでてきた。この起死回生策が郵便の翌日配達制確保、いわゆる五九・二施策であつた。全通はこれに積極的に協力する立場をとつた。その結果は、郵便現場の著しい過酷労働であつた。深夜勤導入のキッカケとなり、その回数増と一六勤廃止・特例休息廃止とい

う服務の効率化をめぐる緊張関係は今に続いている。

八〇年に統いて、八四年高知大会でも三役が交替することで事態が収拾されることとなり、路線転換作業の定着化の流れはひきつがれていく。

当局は「事業危機」を職員（組合員）の意識変革に徹底的に利用した。全通も、事業なれば雇用なしの見地から、事業防衛（協力）の立場を強くおしだし、営業活動を省に求め、施策先行容認・条件事後対処方針をとることとなる。

そして今や、郵政省・特定局長会・全通・全郵政という企業内労使の力（これを内なる力といっている）を結集して、外圧（第三次行革審）に抗し、事業を守るために全力をあげねばならぬ。そのためには労使の信頼関係をより深める必要がある。対立するようなことは可能な限りさけねばならぬ」とされるわけである。

そして、本部をはじめ、専従役員の多くがこの間の成果を自賛して、国鉄や電々とちがつて、郵政三〇万雇用が維持できたのは、こういう方針をとってきたからだ、というのである。

3、この間の職場状況の変遷

(1) 取扱い量の激増と要員配置のアンバラ 現方針が總体雇用確保要因だと本部はいう。八〇年を一〇〇として八九年比較で郵便の物数一四〇収入一五八、貯金の口座数一五一収入二〇四残高二一七となつていて、異常なびを示しているのに対し、人員は郵便一〇二貯金九八とかわつていないのである。だから、本来なら物数に見合う要員増が必要だったのに、要員の適正再配置、超勤の常態化、服務の合理化、非常勤投入、業務の一部切捨て、下請化等と併行して進められた労働強化によって、物増が吸収されてきた、とみるのが正しいのである。

だからこの間に職場状況や現場の労使関係はどう変化してきたかをみたい。

(2) 全通の存在意義はどこにあつたか かつての全通は、権利は行使することで守られるとの立場をとり、諸協約完全実施等の闘いを組織してきた。当局の行きすぎ、すぎを規制してきた。こうして、時間から時間まで、働き続けることの条件を拡大して明るい職場を、常識化させてきた。賃金は決して高くはないが、共闘組織の掲げる一般的労働基準を上回った、そうあくせくしなくてもよい職場諸条件が確保されてきた、といえる。ここに全通の存在意義があり、私たちは、こういう全通を誇りに思ってきた。

(3) 強い闘う当局の職場聖域論の展開 今の全通中央には、労働強化に抵抗し、反対して闘うという指導方針すらない。当局の不当な労務政策に反対することも自制させられ、良好な労使関係を築くよう義務づけられる。

このような全通の機関態度を奇貨として、当局ははじめは徐々に、最近は急速に「強い闘う」郵政当局の姿勢をみせつけてきている。当局のいうことをきくのかきかないのか、を唯一のモノサシとして、信賞必罰の展開による「形式的平等主義」の排除が進められてきた。そして、組合は、これに協力して当然であるとし、道理ある支部要求や主張に対しても、一歩もひかない態度でのぞんできている。

営業活動が本来業務の一環となり、郵政三事業一体運営という名のもとで、全職員営業マンの体制がつくられてきている。

こうして、仕事第一主義のもとで、労働条件や慣行権利は否応なしにおしさげられ、時

間外休日労働協約の異議申立すらできない状態で超勤命令に服従させられてきている。ノーアボートへの参加も思うにまかせない力関係になつていて、組織減少の歯止めもからず、首都東京では良好な労使関係を築いてはいるが、全郵政との差は三〇〇弱となつてゐる、といわれている。

(4) 機関と現場のねじれの正しい解決こそ 全通にとつて喫緊の課題は、何よりもこうした運動現実を直視して活動改善にとりかかることがある。大会等では本部原案賛成地区からも、もう限界、何とかしてほしい、という意見はだされるが、わずかに業務運行基盤整備という名目による増員要求に収斂させてはいるのみで、団結活動への重大な侵害や労働強化に反対し抵抗して闘う方向を本部自らがさし示すことは、絶対にない。

組合民主主義は形骸化され、各級決議機関開催日数すら減らされつゝあり、現場の声が届かず、闘わねばならないときにも闘わないので、機関に対する期待感は薄れ、不信は増幅している。シラケやアキラメの気持がひろがり、機関の権威や信頼は急降下している。このように、上部機関と職場とのネジれは拡大しているのだが、本部はこれを専従者一体論、事業危機認識統一で切り抜けようとしている。

4、私たちの基本的課題

(1)今は大激動の時代——短期勝負はできぬ 以上にみたように、当局の態度、並びに全通の現方針が大きく作用し、率直にいつて私たちは、閉塞状況においこまれている。加えて、東独国家の消滅、総評解体と新連合発足、日本の労使関係肯定、公民の自公民路線への転換と社会党攻撃、平和憲法の空洞化、そして、国鉄労働者の苦闘等があり、私たちをとりまく諸状況は、大変きびしいものがある。しかし、今は、未来学者すら未来をみとおせない不透明な時代である。明日何がおこるかわからない。絶対安全をPRしてきた関電美浜原発の大事故が発生している。湾岸反戦や自衛隊海外派遣反対の声も根強く存在する。連合の真価も問われている。国鉄労働者のがんばりがある。アメリカをはじめ、先進資本主義国の不安定さもあちこちで露呈されはじめている。今は大激動の時代であり、そう簡単に短期的にかたのつく問題ではない。

(2)決してあきらめない運動を この際、改めてこれまでの私たち自身の請負運動主義、仲間づくりの欠如、日常活動の不充分さや甘えからの自己脱皮が先決であろうと思われる。そして、根本のところでは状況に左右されることなく、しっかりと足を地につけた活動をしなければならない。職場の労働者の主人公意識を涵養し、反差別・連帯を旗印に、闘いと助けあい活動を通じた暖かい団結づくりに努み、自分の分身を一人でも多くつくつていくことに全力をあげ、底辺をもつと強く大きくすることである。また、国鉄闘争に可能な限り連帯していくのは当然である。

労働者運動は、あまり往生際をよくしないで、決してあきらめないしぶとい運動を展開し、組織的実力を蓄積し、その中から活路を見出していくべきものである。運動現実は、私たちの弱さの結果である、との立場から、私たちの身の廻りで活動の改善に心がける必要がある。そして、組合民主主義を確立することに全力をあげ、職場状況を機関全体が直視し、現方針が実態に応じてかえられていくように努めなければならない。さしあたって、反合研（全通グループ）の定例開催による学習交流会が急務である。

原発事故の原因を

「作業者のミス」に転嫁させてはならない

三月十一日になって通産省は関西電力のいうとおりに、蒸気発生器のチューブ（細管）の破断の原因是「振れ止め金具が設計どおりの範囲まで入っていなかつたこと」が原因であると発表した。さらに二十日になって、過去の探傷検査のデータを再分析して高浜2号機でも振れ止め金具の取付けミスのあることが分かつたが、他の原発では取付けミスは見つからないと発表した。蒸気発生器のチューブの腐食は美浜1号機の稼動当初から深刻な問題になつていて、十八年間にわたつて定期点検でも振れ止め金具の挿入欠陥が発見されなかつたなどということは考えがたいことである。経済性を追求して停止期間を短くするために、定期点検がいかにずさんなものであるかがここでも証明されている。

実際にはいくつかの原因が複合的に作用しており、今日までにも单一の原因を除去しても損傷をなくすることはできていない。振れ止め金具との接触部自体も腐食や金属疲労の原因になりうる。振動の原因そのものをなくする必要があるのだが、そのためにもチューブをU次型に曲げてあつて高速度の热水の流れが三六〇度方向転換する縦型方式自体に無理があり、根本的な構造的欠陥になつてている。にもかかわらず、「製作者（三菱）の作業員と関電の点検作業員のミス」ということにして、高浜2号機一機を止めるだけで、他は点検などのために停止することさえしないまま済まそうという意図が感じられる。

また通産省はこれも関電のいうとおりに、二つの加圧器逃し弁が作動しなかつたのは、それを動かすための空気供給系の弁を前回の定期点検時に作業員が誤つて閉じていたことが原因であると発表した。安全にとって不可欠な圧力逃し弁が七ヶ月も作動不能な状態で稼動してきたことになる。点検が終了してスタートアップする前にこの重要な圧力逃し弁の開閉テストをしていなかつたなどということは考えにくい。発表通りの原因だとすれば、今日の定期点検と稼動が、いかに利潤を安全性の上において不十分な手順でやられているかを示している。ここでも「作業員の単純な操作ミス」の名のもとに、眞の理由が隠されてしまう恐れがある。

緊急炉心冷却システム（ECCS）が機能したのだから安心だなどといつてはいられない。蒸気発生器の何千本もあるチューブのうちのたつた一本が破断しただけでも、原子炉内の冷却水はたちまち失われてしまうことが、改めて実証された。炉内を冷却する一次冷却水（一五七気圧、チューブの内側）と、スチームを作りタービンを回す二次冷却水（五五気圧、チューブの外側）との差圧は一〇〇気圧もある。チューブが破断して、もしECCSが機能しない場合には、たちまち冷却材喪失、炉心溶融事故に進展して、とりかえしのつかない事態を招くことになる。中性子脆化が進行している炉ではECCSが作動すれば、その冷たい水が、水位が低下して高温となつた炉内に注入されることによつて、原子炉にひび割れや脆性破壊が発生する危険性さえ大きくなつてゐる。

美浜原発2号機の事故は、われわれがかねてから警鐘を鳴らしていいた問題が事実となつて現われた。蒸気発生器のチューブはピンホールや小さなひび割れだけではなくとどまらなくなつてゐる。運転中にチューブが破断するほど、脆化や金属疲労あるいは腐食が進行しているのであるから、定期点検時のチェックではまにあわなくなつてゐる。

致命的な欠陥を見えないようにし、ことごとく「作業員のミス」に転嫁して、最小限必要な同型炉の停止・総点検すら省き、すべての電力会社と政府・通産省が原発の強引な稼動と新・増設を続けようとしているのを許すわけにはいかない。明らかになつた重大な稼陥については、資料に掲載した社会党美浜事故調査団の『美浜原発事故の問題点（中間報告）』を一読していただきたい。（お問合せは〇三一三五八一一五一 社会党政策審議会 FAX〇三一三五〇二一五八五七 原まで）

資料 日本社会党美浜事故調査団（団長 辻 一彦）

美浜原発事故の問題点（中間報告（一九九一・三・一一））

（一）操作時間が七分も違う虚偽の発表

1、福井県原子力安全対策課の二月十日付けの文書によると、関西電力は一三時五五分にB主蒸気逃し弁を開放し、一三時五六分にA蒸気発生器の主蒸気隔離を実施した、と県に報告している。マニュアルでは「破損蒸気発生器が判定され隔離された後、健全側主蒸気逃し弁を使用して」と明示してあるのに、今回は破損蒸気発生器(A)が隔離される前に、健全側(B)主蒸気逃し弁を開いている。A、Bの主蒸気配管はタービンの手前で合流しているので、この操作ではこの間、破損蒸気発生器(A)の二次冷却系に漏れ込んだ放射能は、健全側(B)主蒸気逃し弁の方に流れ、そこから大気中に放出されたことになる。これは操作ミスなのか、それとも一次系の圧力をさげるために、マニュアルに反してまで急いで主蒸気逃し弁を開かなくてはならなかつたのではないか。

2、社会党がこのことを質したところ（二月二十五日予算委員会、辻一彦）、三月一日になって関西電力は、A主蒸気隔離弁の閉操作を一三時五五分にしたのに閉じきらず、一四時〇二分に現場で増締めを完了させ、同時にB主蒸気逃し弁の開操作をしたと、つじつま合わせのごとく訂正して発表した。

三月一日になつてから、B主蒸気逃し弁の開操作の時間を当初の報告より七分も遅いこととしたのである。七分の違いは余りにも大きすぎる。県への報告が虚偽なのか、それとも三月一日の発表が虚偽なのか。しかもA主蒸気隔離弁は制御室の操作では閉じきらなかつたという。いずれも重大なことである。実際には七分間にわたりA蒸気発生器が隔離されないまま、かなりの量の放射能がB主蒸気逃し弁から放出されていた恐れがある。放出された蒸気と放射能の量は厳密に計算され直さなくてはならない。特に放出蒸気を写真に収めていたような見学者が、もし風下に位置していたとしたら、放射能をどれほど吸入したかが問題である。

（二）緊急炉心冷却装置（ECCS）が機能したか

1、ECCSの高圧注入ポンプが作動したのに、流量のチャートコピーを見るとほとんど注水されていない。一次冷却水の圧力は一〇〇気圧を切っているのに、毎時一五九トンの能力をもつはずのポンプから、瞬間最大で毎時五〇トンの流量を見ただけで、つぎの瞬間にには急低下し、やがてゼロになつてからまた少しばかり入っている。この間約四三分という長時間にわたって、加圧器は水位ゼロのままであり、原子炉の水位がどこまで下がつた

かは分からぬまま推移している。このポンプは能力不足ではないか。しかも一次系の圧力がなかなか下がらなかつたのと、蒸気発生器の水位が上がつたために、ECCSはスリーマイルの教訓にさからつてまで早々に停めざるをえなかつた。

2、もし蒸気発生器のチューブが一本ではなく、二本、三本と破断していたらどうなるか。一本のチューブの破断口から水が勢いよく噴射することによって大きく振動し、隣のチューブに激しく当つて、一、三本を破断させるようなこともあります。その時はこの程度の能力しかないポンプでは、いかに作動しても、炉内の水位は容易に失われ、炉心溶融にいたる恐れがある。ポンプの設計ミスか、製作ミスではないか。

(三) 加圧器逃し弁と安全弁

1、加圧器逃し弁が二系列とも緊急必要時に開かなかつたことも重大である。もし原子炉の圧力が上昇したときに、これが適度に開閉して圧力調整ができなかつたら、あとは一基の安全弁のオン・オフ動作に頼るしかない。この安全弁が的確に開かなかつたら、原子炉は破裂することになるし、降圧したとき開きっぱなしで迅速かつ安全に閉じないようことがあれば、冷却水を喪失してスリーマイルのような事態となる。

2、弁は高温と同時に片側は高圧に長時間曝されているために、現在の構造と材質ではビズミを生じている恐れがある。定期点検のような常温・常圧のもとでのテストでは正常に開閉しても、高温・片側高圧の条件下では開閉できなくなる恐れもある。原子炉のこの弁については、火力のボイラーように稼動時にテストしてみるわけにはいかないだけに深刻である。すべての加圧水型炉での逃し弁の改造が必要になるのではないか。

3、三月十一日になつて通産省は関電のいうとおりに、二つの逃し弁が作動しなかつたのは、それを動かすための空気供給系の弁を前回の定期点検時に運転員が誤つて閉じていたことが原因であると発表した。安全にとつて不可欠な圧力逃し弁が七ヶ月も作動不能な状態で稼動してきたことになる。点検が終了してスタートアップする前にこの重要な圧力逃し弁の開閉テストをしていなかつたなどということは考えにくい。発表通りの原因だとすれば、今日の定期点検と稼動がいかにすさんで不十分な手順でやられているかを示している。ここでも「作業員の単純な操作ミス」の名のもとに、眞の理由が隠されてしまう恐れがある。

(四) チューブの破断は防ぐことができるか

1、定期点検にすでに傷が存在していても、円周方向の傷は従来の渦電流探傷方式では発見が困難で時間もかかるために、従来は軸方向の傷しかチェックしてこなかつた。

一九八八年十月に大飯一号機での管板付近（最下部）でチューブが円周方向に割れていしたことから、八九年の定期検査からは管板付近に限つて円周方向の検査も美浜一号、三号、大飯一号、二号の四原発だけは実施してきたとされているが、これでは第一に、今回の事故のような支持板付近（上部）はどうもまつたく検査されていない。美浜二号、高浜一、二、三、四号では管板付近さえ検査されていない。伊方、玄海、泊もそうであろう。

2、美浜の事故は、場所といい、完全破断といい、一九八七年七月のアメリカのノースアシナの事故と類似している。二度あることは三度ある。それを防止するには、すべての蒸気発生器の、少なくとも同様な支持板付近のチューブに円周方向の傷が発生していないか

どうか、傷がなくとも金属疲労が進行していないかどうかを検査することが是非必要である。

3、従来の渦電流探傷法では、チューブに腐食やひび割れが進行していても、肉厚の二割以下の腐食や、肉厚の四割以下のひび割れでは、検出されない。探傷方法自体を根本的に改善する必要があるが、それだけでなく、振動による金属疲労の有無を検出する方法を確立する必要が生まれている。

4、ノースアンナで明らかになつたように、支持板の腐食が原因になつているとすれば、支持板の腐食の有無をきちんと点検する必要がある。これは従来やられていないが、検査方法の確立も困難である。炭素鋼の支持板のものはステンレスの支持板の蒸気発生器に全部取り替える必要があるう。

5、三月十一日になつて通産省はこれも関西電力のいうとおりに、「振れ止め金具が設計どおりの範囲まで入つていなかつたこと」が原因であると発表した。蒸気発生器のチューブの腐食は美浜一号機の稼動当初から深刻な問題になつていて、十八年間にわたり定期点検でも振れ止め金具の挿入欠陥が発見されなかつたなどということは考え難いことである。定期点検がいかにずさんなものであるかがここでも証明されている。

実際にはいくつかの原因が複合的に作用しており、今日までも単一の原因を除去しても損傷をなくすることはできていない。振れ止め金具との接触部自体も腐食や疲労の原因になりうる。振動そのものをなくする必要があり、そのためにもチューブをU次型に曲げる縦型方式自体に無理があり、構造的な欠陥になつていているので、横型の直管チューブ方式に変える必要があろう。設置空間の制約等から、当面は縦型をとらざるを得ないとても、それなりに改善された新しいものに全面的に交換すべきである。

(五) もれた水量と炉内の状態

1、一次冷却系から二次冷却系にもれた水は「二〇〇数トン」であるのにたいし、ECCSと補給系から一次冷却系統に注入された水は「七〇トン」とされているが、その差約五〇トン（四〇数トン）がどこにいったかは、いかに追及しても、いまだにまとまらない。三月六日になつて資源エネルギー庁は、一次冷却水の二次系への漏れ量は「五五トン」だったと訂正している。主蒸気逃し弁から大気中に放出された水蒸気量がどれほどだったかは、いまだに示されていない。

2、事故時の加圧器の水位はたちまち完全に消え、原子炉内の水位がどこまで下がつたかはまったく不明である。加圧器の圧力は急速に低下し、飽和温度つまり沸点が低下して、冷却水の温度は沸点に急接近し、ほとんど沸騰したかに見える。この時、燃料棒上部の温度がどこまで上昇し、中性子束がどのように変化したかが分かるだけの資料は、いまだに提出されていない。ECCSの作動とともに一次冷却水ポンプは停止し、一時間余り停止したままであつたが、その間、炉内は自然対流によつて十分に冷却されていたのかも不明である。炉内の水位が低下したり、沸騰への接近によつて蒸気発生器のU字細管上部に気泡を生ずれば、自然対流による冷却は阻止される。当事者が事象内容の説明を用意するのに多くの日数を要しているところを見ると、炉内には相当深刻なまたは予想しえなかつた事態が起つていていた疑いもある。

(六) 主蒸気逃し弁の前でも放置された見学者

ECCSが作動したのに、子どもを含む八十余名の見学者が敷地内で何も知らされないまま見学を続けていた。たいした放射能が出なかつたからと説明されているが、この時、蒸気発生器Bの主蒸気逃し弁は開かれ、Aの主蒸気逃し弁も三度にわたり開き、汚れた蒸気が見学者に写真を撮れる場所で放出されている。しかもその放射能濃度は、蒸気発生器プローダウン水モニタを見ると、振り切れていてどれほど高かつたかは判らない状態であつた。結果としてはさほど高くなかったとされているが、緊急装置が作動して、主蒸気逃し弁が開き、汚れた蒸気が見学者の眼前に放出されるような状態で、見学者をそのままにしたのは大変なことである。このような緊急時における見学者への迅速な通報的確な避難誘導の方法を新たに定め、実施すべきである。

(七) 破綻したLBBの法則

1、記録のコピーを見ると、二次冷却水の放射能濃度は緊急手動停止を促すような顕著な予兆のないまま、ある瞬間に突然飛躍的に上昇し、原子炉内の水位が急降下して、緊急自動停止（スクラム）とECCSが作動している。LBB（Leak Before Break＝破断前に漏れあり）の法則が働くから大丈夫である、という国や企業の従来の説明は破綻した。ピンホールが発生して徐々に時間をかけて大きくなるような腐食ばかりではなく、金属疲労の蓄積と振動によつて急に破断する事態のあることを示している。

2、「二次冷却水の放射能濃度が二〇パーセント程度上昇で運転中止」という通産省の新たな指導については、関西電力の飯田副社長も驚見（すみ）常務も述べているように「一時間あるいは四〇分ごとの移動平均法」をもつてしても、美浜の事故を早期発見できたかは、極めて疑わしい。測定値を見ると日常的にぶれがおおきいので、今度のようなわざかな予兆（変化）に敏感・迅速に対応させようとすれば、しおちゅう緊急停止せざるをえなくなり、経済性は別としても、頻繁な緊急停止にともなつて、かえつて大事故発生の確率が上がることさえ懸念される。

3、結局、関西電力は「一時間あるいは四〇分ごとの移動平均法」を新たに採用することは断念し、従来通りのチャート上における記録の推移の監視と、サンプリングによる分析とからオペレーターが判断することに決めた。チャートのプロットはいつも大きくばらついているし、サンプリング分析は一回に四〇分もかかるし、今度のような場合はさしたる変化もまま突然に急上昇するので、それらの的確な把握から手動停止することなどによつて、チューブの破断を未然にキャッチし防止することは不可能である。

(八) 必要な総点検と電力危機

1、このような重大な欠陥の存在が判明したからには、絶対に起こしてはならない悲劇的事故を防ぐために、加圧水型炉はすべてを速やかに停止して、蒸気発生器のチューブや支持板や振れ止め金具や、加圧器逃し弁や、ECCSの能力や、炉壁の中性子脆化やひびの有無などを、総点検することが必要不可欠である。

2、企業自身の報告には先にも見たように虚偽や誤りが入りやすい。ところが通産省の発表は企業の報告のおうむ返しの感があり、原子力安全委員会もダブルチェックの機能を

さっぱり果たせていない。客観的な事故調査を実施するためには、航空機事故調査委員会のような、主として第三者で構成する公正な事故調査委員会を作る必要がある。

3、事故時における施設内見学者への通報が欠落していることは論外であるが、地元自治体に対する通報もいつものことながら遅きに失している。見学者、地元及び周辺自治体への迅速な通報体制の確立が必要である。比較的近い非立地自治体と企業との安全協定も必要になっている。

4、このような事故が発生したときは、同型の原発は一斉に停止して総点検することが必要である。そのため発電における原発の比率が高くなるほど、ひとたび事故が発生したときは電力危機を招くことになる。本当に電力の安定供給をはかるためには、今度の教訓に学んで、原発の比率を減らし、一日も早く脱原発を可能にする政策を推進しなくてはならない。

◇ 読者からのおたより ◇

定本渡辺華山（全三巻） 一九九一年は華山の没後一五〇年にあたります。向坂先生は絵が非常に好きで、日本画家としては華山を愛しておられました。今年は、その華山没後一五〇年を記念して、松本の『郷土出版社』より、定本渡辺華山全三巻が刊行されます。第一巻は本画編、第二巻は手控編として日記、書等、第三巻は解説編となつてあります。執筆陣は和気さんの『高野長英と向坂逸郎に魅かれて』の注を含め長英研究家として何度も名前が出てくる東北大学名誉教授の佐藤昌介氏他です。定価は六万五千円（三月中に予約すると五万八千円）です。また私あてに申し込んでいただければ、約一割安く入手できると思います。予約満数になりしだい締め切りということです。この機会にどうぞ。地方の小出版社が、このような出版を計画するところに、私は松本の松本らしさを感じます。

（松本市里山辺一七四八一八 中澤秀行）

編集部より 華山、長英の主著は『慎機論』、『夢物語』。これらが書かれたのが一八三八年、そして「蟻社の獄」が一八三九年です。私の好きな時代は「維新前後」。華山と長英はその幕開けを告げる人物です。少し値がはるようですが、資金に余裕のある方におすすめしたい書物です。

久しぶりにニュース 久しぶりにやつつけ仕事のニュースを出しました。今はどの選対も人手不足で忙殺されています。焦点区はいくつかあり、その筆頭が高砂での第二岡崎選挙です。

真理を探る 統一地方選も本番に入つてご多忙の日々と存じます。湾岸戦争があんな形で

停戦して、アメリカがまた虚勢をはり、再びソ連の騒動がクローズアップされています。

先日、「社会主義と自由」（岩波新書、栗田賢三編、一九五四年刊）という古本をひもといて目をとりました。『社会主義に自由はない』という古くて新しい批判に応えて、栗田氏がちくいち理論的反論を加えています。いま読むと実に色あせていました。最近、レーニンから疑う類の本がたくさん出ていますから、古本などを読み返し、真理を探るのも一興でしょうか。

（千葉・H）

都知事候補決定にホツ 都知事選の候補者が決まつた。中大の大原教授は私の担任だった。ホツとした。なんとか独自候補が決まつたのは、高沢議員や鈴木議員が立候補してもいい

と、身を捨てる決意をしたからだ。

(東京・G)

看護したいよー！ 毎日、毎日一～二時間の残業。終わることのない仕事の量。アーモーもうイヤダーレと叫びたくなる。一日をふり返る。今日、患者さんに何をしたかを考える。注射、検査、処置…。アーレ、看護がない。看護婦だもん看護したいよー！

(帯広・K)

小手先、薄学ではダメ 静岡の地まで足を運んでいたのであります。読者の学習の場として職場での物質的な力にしていきたいと思っています。広域で来て三年目ですが、この静岡は、発信地東京情報が北海道より近くて遠い感じがします。学習会も形を変えることも考えていかなければとも思っています。若い仲間に目を向けて、新規採用の仲間を一人でも国労に組織拡大するためにも、小手先での薄学はダメだと思っています。

(静岡・安住)

職場で日の丸・君が代の議論 卷頭言はたいへん歯切れよく、まったく同感です。昨年十一月、自衛隊海外派兵に反対して、「国連平和協力法に反対する旭川市民の会」を結成し、小生事務局長をやっています。一月一七日以降、忙殺されています。職場では日の丸・君が代の激しい議論がつづいており、管理職と平行線です。思想・良心の自由が奪われ、教育の国家統制がさらに進みつつあり、たたかいが今ほど重要なときはありません。ともにがんばりましょう。

二つの闘いに勝つ 現在、北海道議会議員候補事務所で専従をしています。統一自治体選挙の圧勝とともに、闘争団の全面解決をぜひとも勝ちとりたいと思います。(稚内・S)

◇編集部だより◇

▽“なかなか学習会が組織できなくつて”との声をしばしば耳にする。しかし、私の印象はちがう。“体系的な学習”を求める声は、強烈ではないが、徐々に強まっているようを感じるからだ。

▽国労の静岡の仲間たちは、“まず活動家づくり”が重要と、新たな学習会を開始した。新幹線の仲間との学習会は、やはり“活動家づくり”に視野をおいた講座に発展しつつある。

▽八王子の仲間との学習会は、今度新たに「労働者の世界観」をテキストにしたが、十人前後の若い仲間が、レポートづくりに楽しく汗を流している。ここでは若者たちが学ぶ楽しみを体で感じとり始めたのが特徴だ。

▽私の怠慢から休業中の学習会もいくつがある。職場の仲間は熱心なのだから、この責任はあるわけだ。

▽悩むよりも、まず一步ふみだしてみよう。職場の仲間は応えてくれるはずだ。

▽統一地方選は渦中だ。本号の発送は四月五日だから、本誌が手元に届く頃には、東京、福岡、北海道の知事選、県議選、政令指定都市の選挙結果がでていることだろう。全国の仲間の健闘を心から祈る。

▽いつもお願いです。職場での活動、闘い、学習会の報告、資料等を寄せてください。“こんなことが”と思われる事が、意外に仲間の勇気を鼓舞するものですから。

◇ 投稿 ◇

全通よ郵政省のペテンに怒ろう

受験者一四人、採用ゼロ

少々のことではおどろかぬような時世だが、耳を疑うようとてつもない情報がとびこんできた。全通の4・28免職者一四人が、全通本部の指導で二月に郵政省の職員採用試験を受け、その後三月に入つて、不当処分撤回の裁判をとり下げたものの、一人も採用されなかつたというのだ。この間の4・28反処分闘争の経過をすこしでも知る者にとつて、これはあいた口がふさがらぬ、出来事なのである。

「4・28処分とは」？

七九年四月二八日、郵政省は全通組合員六一名への解雇・免職を含む八千余名の不当処分を発令した。七八年末の「反マル生越年闘争」への処分であつた。トイレにまでストップウォッチをもつた管理者がついてくるといった人権無視のマル生攻撃に、人間らしく働く職場を求めてたちあがつた。ごく当然のたたかいであつた。

そして、免職となつた六一名（内五八名は東京）はすべて一般組合員で、役はあつてもせいぜい青年部役員であり、また平均年齢二八・一歳という前途ある青年ばかりであつた。突出した活動家でも、指導責任ある役員でもなく、ただひたすら全通を信頼し全通の戦術指導にしたがつたまじめな青年たちであつた。それだけに省当局が、全通ゆきぶりの材料として適当に人種を選んだとしかいよいのない、卑劣な処分であつた。

もちろん全通は人事院にうつたえ、総力をあげてこの不当処分撤回のたたかいにとりこんだ。毎年四月二八日には、何らかの行動が全国各地でおこなわれた。そして、一二年の歳月がたつた。全通はどんどん様変わりしたのに郵政省はいささかも変わらなかつた。4・28処分を撤回しないことがその何よりの証しであつた。人事院は結審し、裁判闘争に入つてまた数年すぎた。争おうという被処分者の数はだんだんへつてきたが、全通労組書記局などに配置されながら昨九〇年春の段階ではまだ二七人ががんばつていた。その間、様変わりした全通と被処分者の間には心がかようとはいがたいことも多々あり、被処分者たちもなやみは多かつたようだ。

「反処分指導委員会」の判断

そして、昨年八月、全通本部の「反処分指導委員会」が判断を下すこととなつた。その内容は、四一歳以上の九人は懲戒適用と裁判の取り下げ、就職のあつせん。四〇歳以下の一八人は裁判取り下げと郵政省への再受験をさせるというものである。この指導自体を肯定んじずに自主的に裁判を継続する意志を表明した人、「自立」の道を選んだ人などもいたが、ともかく一四人は、再受験に応ずることとなつた。

この「判断」の善し悪しは別として、世間常識から考えれば、これは裁判取り下げ＝和解を再受験組の採用によってとりおこなうとみるのが当然であった。事実、全通の各級機

関でも、そのようにうけとめる他ない微妙な答弁、報告がくりかえされてきたのである。風聞によればこの種の「政治的」解決には必ず顔を出す「田辺＝金丸ライン」で一定の約束されていたという。おそらく全通本部も採用されるものと信じこんでいたのだろう。

稀代まれなペテン

ところが、現実はまことに冷酷だった。三月一六日に発表された新採名簿には、被処分者は一人としてみあたらなかつたのである。

以上が事のてんまつである。私はこの経過がわかるにつれ、ほんとにくやしい思いをした。被処分者たちはずいぶんつらい思いで組合指導にしたがつたのだろう。自らの戦術指導にまじめにしたがつただけで処分対象とされたことを百も承知の全通労組役員も、こんな指導をするのは不本意だつたにちがいない。しかし、何とかまた仲間たちとともに働く道がひらけたということを唯一の活路として、この間とりきたつたのだろう。郵政省は、全通をペテンにかけたわけだ。わが国の労働組合史上、こんなあからさまなペテンがいつたいあつただろうか。

問われる全通運動の質

全通本部の態度は全通にはまだおおやけにされていない。しかし電文によると本部は「判断の甘さがあつた」とか「責任を痛感する」とかいつているそうだ。しかし、別に本部が悪いだけではなかろう。なぜ、もっと怒らないのだろうか。委員長が「ごめんなさい」といつすむものではない。被処分者のいきどおりだけでなく、全通労働運動そのものの誇りが問われているはずだ。専従役員の地位の二つや三つとはくらぶべくもない労働組合のかなえの軽重が問われているのだと思う。(もっとも客観的にみれば、一時、国労の回りでさえその名がささやかれるほど、つねに闘いに暗い陰をさしてきた「田辺＝金丸ライン」の効用は、もうないということを各界にわからせてくれたのは、よいことだった。)

だから、自然体で、組合員に依拠してしきり直しすればよい。郵政省とはこういうものなのだから、二度と信用しないようにしようと反省すればよい。とりあえずは、裁判闘争をやりなおす方針を出さなければ、郵政省からもつとなめられてしまうだろう。同時により重要なのは、この苦い経験を、「ごめんなさい」や「引責」ですますのではなく、この間の全通運動のあり方を冷静に見直すことではないか。すぐたたかえなどというのではない。長年の幹部闘争で、足腰も弱っているだろう。けれども、労使関係の最低限のケジメをつけることからはじめられないものだろうか。

かつて全通の先輩たちがはじめたようにせめて「管理者とは酒を飲まない」「上級機関オルグは局長室にちぢよらず職場組合員の声に耳を傾ける」といったようなことなら、できないわけはない。そして、あまり企業内にとじこもらずに、国労闘争団の力をかりて被処分者たちを勇気づけてあげたりすれば、それは大きな力となるだろう。

全通を愛する者の一人として、禍い転じて福となつて欲しいと心から願うのである。

(大森大郎)